

「結婚の自由をすべての人に」大阪地裁判決についての弁護士声明

2022年6月20日

「結婚の自由をすべての人に」訴訟関西弁護士団
「結婚の自由をすべての人に」訴訟全国弁護士団連絡会

1 はじめに

大阪地方裁判所第11民事部（裁判長裁判官土井文美、裁判官神谷善英、同関堯熙）は、本日、「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟について、同性（法律上同一の性別となる者をいう。以下同じ。）間での婚姻を認めていない現行の法律は憲法に違反しないと判断し、原告らの請求を棄却する判決を下した。

2 「結婚の自由をすべての人に」訴訟とは

「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、法律上の性別が同じパートナーとの婚姻を望む原告らが、同性間での婚姻を認めていない現行の法律（民法及び戸籍法）は、憲法24条の保障する婚姻の自由を侵害し、また、憲法14条1項に反して原告ら同性カップル（法律上同性同士のカップルをいう。以下同じ。）を差別的に取り扱うものであって違憲であるなどとして、憲法に違反する法律の改正を怠った国に対し、婚姻をすることができないことによって被った精神的な損害の賠償を求める訴訟である。現在、全国5か所の裁判所（札幌高裁、東京地裁（第一次・第二次）、大阪地裁、名古屋地裁、福岡地裁）で訴訟が係属しており、原告は合計36名である。今回の大阪地裁の判決は、昨年3月17日に言い渡された札幌地裁での違憲判決に続いて2件目の判決である。

関西訴訟では、6名（3組のカップル）の原告らが、現行法は、憲法24条が保障する婚姻の自由を侵害するものであり、また、憲法14条1項に反して原告ら同性カップルを差別的に取り扱うものであって、違憲であると主張していた。

3 本日の大阪地裁判決

本日の大阪地裁判決は、違憲判断を下した昨年3月17日の札幌地裁判決とは異なり、同性間の婚姻を認めない現行法の規定は憲法に違反しないと判断を示した。

大阪地裁判決は、現行法の違憲性について、以下のとおり判断した。

現行法が憲法24条に違反するか否かについては、同条が「両性」や「夫婦」との文言が使われていることや、憲法制定過程でも婚姻が男女間のものであることが当然の前提になっていたことを理由として、憲法24条の「婚姻」は異性間の婚姻のみを指し、同性間の婚姻を含むものではないから、婚姻をするについての自由も異性間についてのみ及ぶと判断した。

憲法14条に違反するか否かについては、「異性間の婚姻は、男女が生み育てる関係を社会が保護するという合理的な目的により歴史的、伝統的に完全に社会に定着した制度であるのに対し、同性間の人的結合関係にどのような保護を与えるかについては前記のとおりなお議論の過程にあるこ

と、同性愛者であっても望む相手と親密な関係を築く自由は何ら制約されておらず、それ以外の不利益も、民法上の他の制度（契約、遺言等）を用いることによって相当程度解消ないし軽減されていること、法制度としては存在しないものの、多くの地方公共団体において登録パートナーシップ制度を創設する動きが広がっており、国民の理解も進んでいるなど上記の差異は一定の範囲では緩和されつつあるといえること等からすると、現状の差異が、憲法14条1項の許容する国会の合理的な立法裁量の範囲を超えたものであるとは直ちにいい難い」として、憲法14条1項に違反しないとした。

その結果、国家賠償法上の違法性はないとして原告らの請求を棄却した。

4 弁護団の評価

本日の大阪地裁判決は、法律上同性同士の婚姻を認めない現行法が憲法に違反しないと判断しており、到底受け入れることができない。特に、憲法14条1項に違反しないとの判断については、昨年札幌地裁判決が示した違憲の理由を覆すような説得的な理由は示されておらず、極めて杜撰な判断というほかない。

すなわち、大阪地裁判決は、婚姻を「男女が生涯続く安定した関係の下で、子を産み育てながら家族として共同生活を送り次世代に承継していく関係」として捉え、現行法が異性間の婚姻のみを対象としているのは、「このような男女が共同生活を営み子を養育するという関係に、社会の自然かつ基礎的な集団単位としての識別、公示の機能を持たせ、法的保護を与えようとする趣旨によるもの」として、婚姻の目的を生殖のみに見出した。そして、同性カップルには公認に係る利益をはじめとする婚姻の効果を保障しなくてもよいと判断するものであり、同性間で婚姻できないことにより被る不利益の大きさを軽視するものであり、不当である。

また、同性カップルにどのような保護を与えるかについての議論はその途上にあるとし、さらに同性愛者と異性愛者の間には差異があるものの、それはそのほかの制度である程度解消されているとして国会の立法裁量の範囲内であるとした点についても、日々刻々と侵害されている同性愛者ら（ゲイ・レズビアンに限らず、バイセクシュアルやトランスジェンダーなど法律上同性同士での婚姻を希望する可能性のある者を含む。以下同じ。）の尊厳や生活上の現実の不利益が問題となっている本件において、議論が尽きるまで放置することを許容するものであり、およそ人権保障の考え方を無視した論旨である。

しかも、大阪地裁判決は「差別や偏見の真の意味での解消は、むしろ民主的過程における自由な議論を経た上で制度が構築されることによって実現されるものと考えられる。」と述べており、司法府の役割を放棄したに等しい。

婚姻制度から排除され、結婚するかどうか、誰と結婚するかの選択肢すらも奪われてきた同性愛者らは、尊厳を日々傷つけられ、同性カップルは男女の異性カップルよりも劣った関係性として扱われてきた。原告らは、そのような扱いを受けるのは自分たちの世代で最後にしたいと訴え続けてきたが、裁判所がその声を聞き入れず安易に合憲判断を示したことには大きな不服がある。

このようなあまりに不当な判決については、承服することはできず、原告らは、直ちに控訴する意向である。

婚姻を希望する同性愛者らが、婚姻制度から排除されたまま亡くなっていくことを放置している現状は、到底許容することができない。国会は、立法裁量を理由に現状を放置するのではなく、現行法の改正に直ちに着手し、一刻も早く同性愛者らの尊厳を回復しなければならない。

5 最後に

本日、同性間の婚姻を認めない現行法が違憲ではないという判断が示され、多くの方、とりわけ結婚出来る日を待ち望んでいる当事者や、若い世代の同性愛者らに失望を与えてしまったことはきわめて残念である。しかし、婚姻の平等の実現に向けた闘いはまだまだこれからである。必ず婚姻の平等は実現する。尊厳を取り戻す日を諦めずとともに声を上げ続けよう。

原告らは直ちに控訴し、改めて大阪高等裁判所で同性間の婚姻を認めないことが憲法に違反すると主張していくこととなる。大阪以外の4つの裁判所でも、婚姻の平等を求める訴訟が続いている。引き続き、多くの方の支援をいただきたい。